

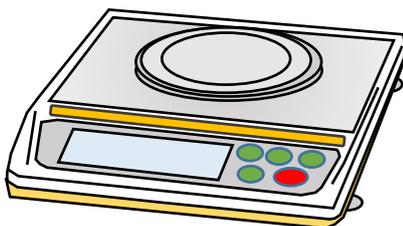
## はかりをご購入の方へ

1 はかりの種類

はかりの種類は一般的に電気式はかりと機械式はかりがあり、代表的なものを下図に示しています。

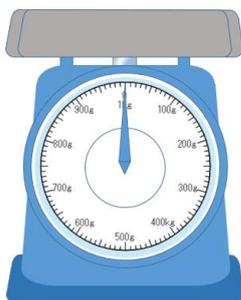
## ① 電気式はかり

指示はデジタル式で、プリンターや他の処理装置と組み合わせたものもあります。



## ② 機械式はかり（ばね式指示はかり）

ばね式指示はかりは、ばねの弾力の性能を利用して質量を計るもので、ばねの形状には種々ありますが、主につる巻きばねが使用されており、一般商業用として多く用いられています。

2 はかり使用上の注意

- ・ はかりを使用する前には、零点の確認を行ってください。
- ・ 適正な使用範囲で使用してください。

はかりは一定の範囲外で使用すると誤差が大きくなるため、被計量物に対し余裕のあるひょう量のもの（2倍程度が望ましい）を選定し、目量についても計量目的（精度）にあったものを選ぶようにしてください。

例) 被計量物：5000 g の赤ちゃん → ひょう量 10kg、目量 2～10g のベビースケール  
 被計量物：50 kg の大人 → ひょう量 100 kg、目量 200～500g の体重計

※ひょう量……………そのはかりで計り得る最大の計量値。

目 量……………はかりで認識できる最小の表示値。

- ・ 被計量物は、載せ台の中央に載せて計量してください。

- ・ 被計量物の載せ降ろしは、静かに行ってください。
- ・ 設置場所の確認を行ってください。

設置場所が水平か確認し、水平でない場合には水準器等で確認しながら水平にします。(下図参照)  
外乱（雨風やエアコンの風、振動、磁気等）の影響の少ない場所を選んで設置してください。



良好



要調整

※ご購入したはかりの取扱説明書をよく読みご使用してください。

### 3 取引又は証明に使用できるはかり

取引又は証明に使用するはかりには図 1 に示す検定証印又は基準適合証印が付されていることが必要です。



図 1 検定証印と基準適合証印

検定証印等のないはかりを、取引又は証明に使用すると、6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（又は併科）に処せられることがあります。（両罰規定）

### 4 定期検査について

取引又は証明に使用するはかりは2年に1回定期検査を受けることが義務付けられています。  
定期検査を受けずにはかりを使用すると50万円以下の罰金に処せられることがあります。（両罰規定）

詳細は、香川県計量検定所のホームページ「はかりの定期検査制度について」を参照してください。

お問い合わせ先：香川県計量検定所

住所：〒761-8031 高松市郷東町587-1

TEL ☎：087-881-2517 FAX ☎：087-881-1370

URL：https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiryo/

E-mail ✉：kagawa-keiryous@pref.kagawa.lg.jp